

第 1 回 豊田市教育行政計画審議会 次第

日時 令和 6 年 7 月 2 2 日（月）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで
場所 豊田市役所東庁舎 6 階 教育委員会会議室

	頁
1 委嘱状の交付	－
2 教育長あいさつ	－
3 委員自己紹介	1
4 会長・副会長の選任	－
5 会長・副会長あいさつ	－
6 諮 問	2
7 会議録署名者の指名	－
8 議 題	
（1）豊田市教育行政計画等の概要について	3
（2）策定スケジュールについて	7
（3）教育に関するアンケート調査について	9
（参考資料）例規集	14
9 その他	
今後の審議会日程（予定）	
第 2 回 令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金）午後 1 時 3 0 分～（2 時間程度）	
第 3 回 令和 7 年 2 月 1 7 日（月）午後 1 時 3 0 分～（2 時間程度）	

豊田市教育行政計画審議会委員名簿

任期：令和6年7月22日 ～ 令和8年3月31日

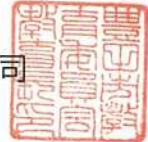
番号	氏 名	就任年月日	新任 再任	所 属 等	専門 部会
1	いむら みほ 井村 美穂	令和6年7月22日	再任	NPO法人子どもの国 理事長	
2	えんどう にいな 遠藤 仁菜	令和6年7月22日	新任	日本福祉大学 学生	○
3	おおえ かおり 大江 香織	令和6年7月22日	新任	株式会社ハイパーブレイン 教育DX推進部 取締役部長	
4	かとう あきら 加藤 章	令和6年7月22日	新任	豊田市区長会 理事	○
5	かとう ともかず 加藤 智和	令和6年7月22日	新任	豊田市こども・若者総合相談 センター センター長	
6	かねこ ふみと 兼子 記人	令和6年7月22日	新任	一般社団法人豊田青年会議所 副理事長	
7	きうら あつし 木浦 敦	令和6年7月22日	新任	豊田市PTA連絡協議会 副会長	○
8	さくらい なおき 櫻井 直輝	令和6年7月22日	新任	放送大学教養学部 准教授	○
9	すずき ともこ 鈴木 智子	令和6年7月22日	新任	地域学校共働本部 コーディネーター	○
10	のぎき のりこ 野崎 典子	令和6年7月22日	新任	市民公募委員	
11	の だ あつり 野田 敦敬	令和6年7月22日	再任	愛知教育大学 学長	
12	は ね だ おさむ 羽根田 修	令和6年7月22日	新任	豊田市小中学校長会 会長	
13	まきの あつし 牧野 篤	令和6年7月22日	再任	東京大学大学院教育学研究科 教授	
14	まつの えり 松野 絵里	令和6年7月22日	新任	市民公募委員	○
15	よしだ おさむ 吉田 修	令和6年7月22日	新任	豊田市小中学校長会 豊田市へき地・小規模校特別 委員会 副委員長	○
16	わかこ りえ 若子 理恵	令和6年7月22日	再任	豊田市こども発達センター センター長	

(50音順)

豊教政発第483号
令和6年7月22日

豊田市教育行政計画審議会
会長 野田 敦敬 様

豊田市教育委員会
教育長 山本 浩司



豊田市教育行政計画について（諮問）

豊田市附属機関条例（平成4年条例第24号）第2条第2項の規定により、
下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

豊田市教育行政計画の策定について

2 諮問理由

令和7年度末に現計画の計画期間が終了することから、多様な市民の参画により、教育を取り巻く社会情勢等の変化に対応した新たな豊田市の教育行政計画を策定するため

3 諮問期間

令和6年7月22日から令和8年3月31日まで

豊田市教育行政計画等の概要について

1 豊田市教育行政計画の策定

(1) 趣旨

豊田市教育行政計画（以下、「教育行政計画」という。）は、「教育基本法」第17条第1項及び第2項に定められており、国で策定される教育振興基本計画を参酌して策定する「豊田市の教育に関する基本計画」です。教育分野における施策の基本的な方向を定める重要な計画として、策定する際は、「豊田市議会の議決すべき事件に関する条例」第2条の規定により、議会の議決が必要となります。

現教育行政計画は、令和8年3月をもって終了するため、新たな教育行政計画（（仮）第5次教育行政計画）を策定します。本市の教育のより一層の振興をめざして、国・社会の動向や本市の現状と課題を十分に踏まえながら、教育行政の方向性を明らかにするとともに、真に必要な取組を着実に推進するため、次期教育行政計画を策定していきます。

(2) 第4次教育行政計画の概要

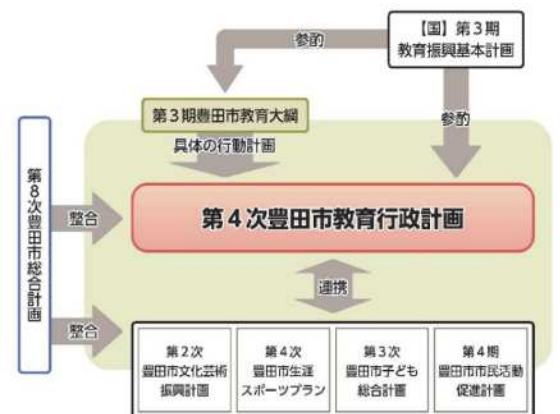
①計画期間

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

②計画の位置付け

豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める豊田市教育大綱を実現するための具体的な行動計画に位置付けています。

※文化、スポーツ、幼児教育、成人の社会教育の各分野については、関連計画に位置付けるため、本計画の範囲外としています。



③計画の体系

【基本理念】 多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現

【めざす人物像】

自立：生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人

創造：夢に向かって挑戦し、未来を切り拓く人

郷土愛：豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人

共働：互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人

【めざすべき教育の姿 = 重点施策】 キーワード：未来を拓く学び合い

- ◎ 自らの可能性を広げる力の育成
- ◎ 誰もが安心して自分らしく学べる場の確保
- ◎ 郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出
- ◎ 家庭・学校・地域の共働の推進

(3) (仮) 第5次教育行政計画の概要

①計画期間

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

②計画の位置付け

- ・第9次豊田市総合計画（（仮称）ミライ実践戦略2030）の方向性

現在、第9次豊田市総合計画の策定において、「「こども」起点でまちづくりを考える」を、注力する視点の1つとしています。第9次豊田市総合計画の取組目標（めざす姿）を踏まえ、（仮）第5次教育行政計画を策定していきます。

取組目標（めざす姿）1 「こどもが多様な生き方・暮らし方を選択できるまち」

- ➡こどもがミライを生き抜く力と自己肯定感を高めている
- ➡人生100年時代に誰もが学び合いを通じていきいきと暮らしている
- ➡市民のまちへの愛着・誇りが育まれている

- ・（仮）第5次教育行政計画の範囲について

第4次教育行政計画と同じく、原則、教育委員会の職務権限※¹に伴う分野を対象とし、個別計画がある文化（文化財、美術・博物館含む）、スポーツ、幼児教育の各分野は、本計画の範囲外とします。なお、第4次教育行政計画では範囲外としていた社会教育全体（例：ミドルシニア活躍事業、中学生と大人の対話事業など）については、次期教育行政計画の範囲内とします。



※1：教育委員会の職務権限について

令和元年12月市議会で制定された「豊田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」により、令和2年度から以下の分野の権限が教育委員会から市長に移管されています。

- ① 社会教育機関（豊田市中央図書館を除く。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- ② スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- ③ 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- ④ 文化財の保護に関すること。

③計画策定の手続き

令和6年度：基礎調査	令和7年度：計画決定
○教育行政計画審議会、推進会議（庁内会議）の設置 ○アンケート調査の実施 ○調査報告書（計画素案）のまとめ	○パブリックコメント ○計画案の策定 ○市議会議決 ○計画決定

2 豊田市教育大綱の策定

(1) 趣旨

豊田市教育大綱（以下、「教育大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に定められており、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。総合教育会議（市長と教育委員会の会議）において協議し、市長が大綱を定めます。次期教育大綱を検討するにあたり、教育の方向性を検討するうえで、豊田市教育行政計画審議会において、御意見をいただく予定です。

(2) 教育の方向性

次期教育大綱（令和7年12月策定予定）は、第3期豊田市教育大綱を基に、以下について見直しを検討する予定です。

○めざす人物像とめざすべき教育の姿の統合

○教育の方向性として、以下の概念を含有

教育を通してめざす3つの姿

重点的に育てたい子どもたちの資質・能力

○人生が幸せだと感じられる人

○学ぶ楽しさを見つけられる人

○多様な価値観を認め合える人

○自己肯定感

○課題発見・解決力

○対話力

3 「学校規模の適正化に関する基本方針」の改定について

(1) 現在の基本方針の名称と策定期間

学校規模の適正化に関する基本方針（平成20年3月策定）

(2) 令和5年度の検討状況

○有識者等を含む検討委員会を開催（3回）

○山村等地域の「小中学校の教育環境についてのアンケート調査（児童生徒、教員、小・中・園年長保護者）」の実施（別冊資料）

○調査報告書（方針素案）のまとめ（別冊資料）

○基本方針の改定案の概要

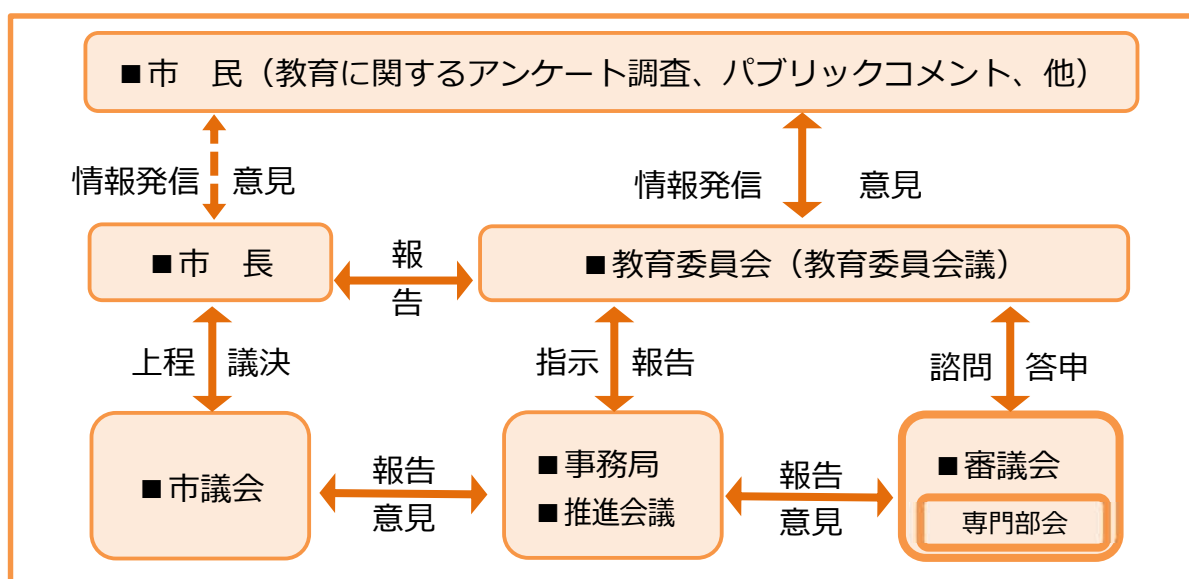
項目	国の基準	現在の市の基準	改定後の市の基準案
適正な学校規模※	12学級以上、18学級以下	12～24クラス、少なくとも6クラス以上（小学校のみ）	【学校の標準規模】 小学校：12～18クラス 中学校：9～18クラス
適正配置（通学距離・時間など）	小学校 概ね4km以内、 中学校 概ね6km以内、 またはスクールバス等の手段で概ね1時間以内	基準なし	【学校の通学時間の目安】 おおむね1時間以内（スクールバス等の交通手段を含む）

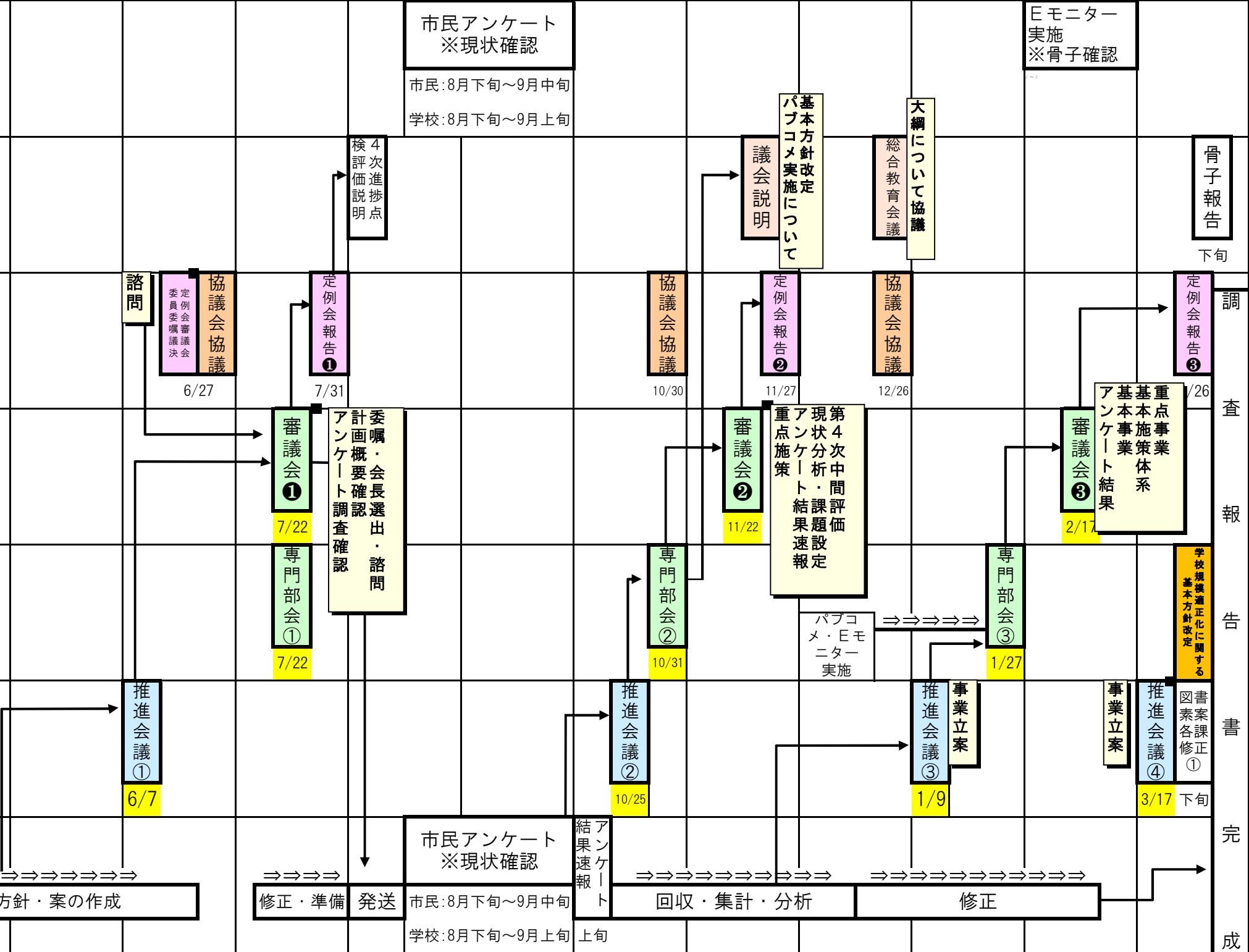
※学校全体のクラス数（特別支援学級を除く）

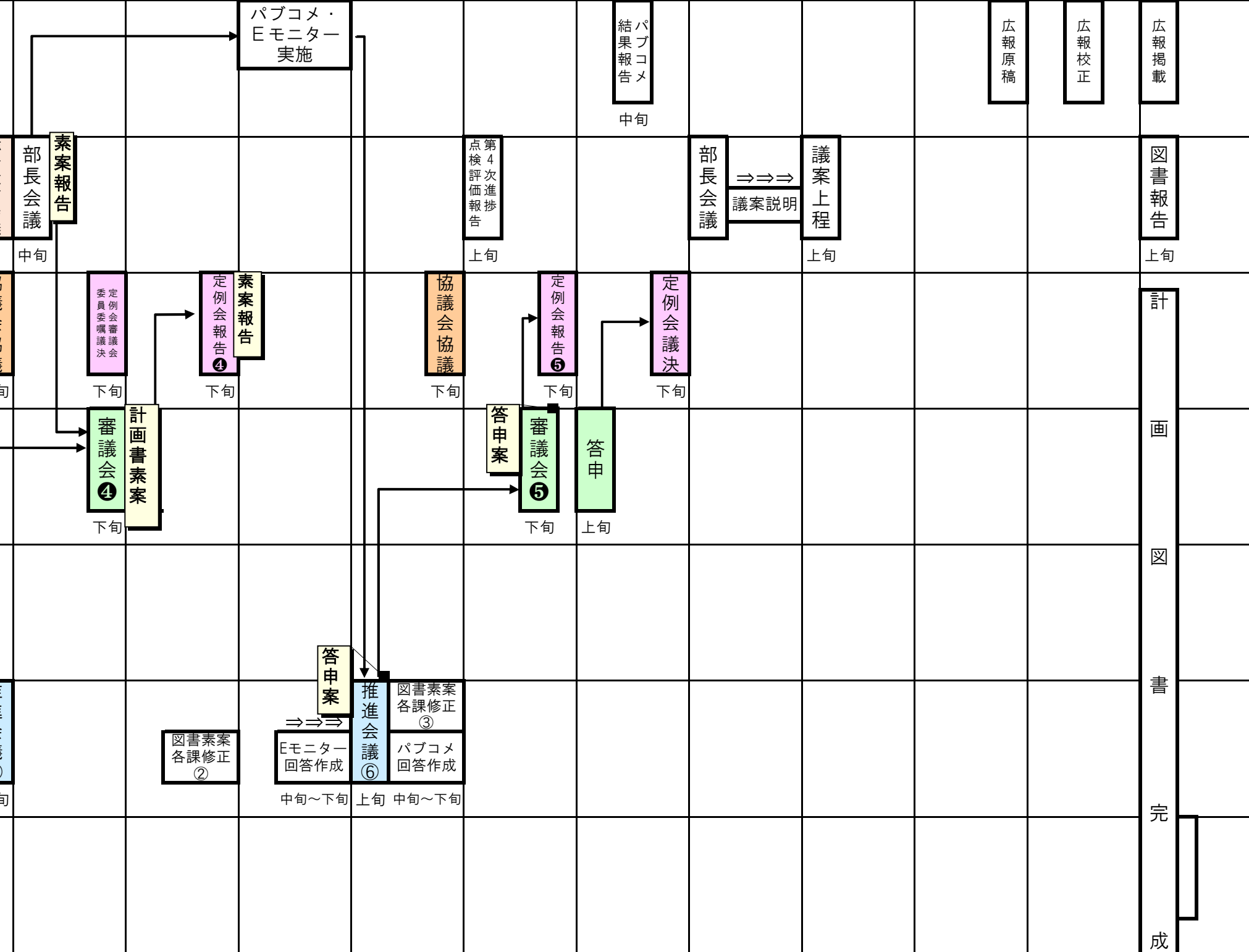
(3) 令和6年度の検討の方向性

- 「豊田市教育行政計画審議会部会設置要綱」の規定に基づき「学校規模の適正化に関する専門部会（以下、「専門部会」という）」を設置します。審議会委員の中から7名を専門部会の委員に選任し、検討していきます。専門部会での検討状況は審議会で報告します。
- パブリックコメントを実施の上、令和6（2024）年度末までに改定します。
- 令和5年度の検討経緯を踏まえ、以下の項目等について特に検討していきます。
 - ・学校の標準規模（クラス数）
 - ・小規模校 及び 大規模校の対策

4 推進体制







教育に関するアンケート調査について

1 調査目的

新たな教育行政計画を策定するにあたり、本市の教育行政を取り巻く現状を把握するとともに、今後の重点施策として検討が必要な事柄について、アンケート調査を行います。また、現在の計画において設定されている数値目標について、達成状況を把握し、計画の進捗状況の評価に利用します。

2 調査対象

調査の対象者は、以下を予定しています。

調査	対象者	配布数	備考
(1) 一般市民	16 歳以上の市民	3,700	うち約 185 名は外国人
(2) 小学生	市内の小学校 5 年生	1,700	
(3) 中学生	市内の中学校 2 年生	1,450	
(4) 保護者	(2)(3)の対象者の保護者	3,150	
(5) 教員	市内の公立小中学校の教員	2,287	
(6) 校長・教頭	市内の公立小中学校の校長・教頭	206	
合 計		12,493	

3 調査方法

調査票の配布・回収方法は、以下を予定しています。

調査	配布・回収方法
(1) 一般市民	
(2) 小学生	
(3) 中学生	
(4) 保護者	
(5) 教員	
(6) 校長・教頭	

4 調査期間

調査期間については、以下を予定しています。

対象	アンケート調査発送・配布・締切日（予定）
(1) 一般市民	【調査票発送日】 令和 6 年 8 月 21 日（水） 【回答締切日】 令和 6 年 9 月 10 日（火）
(2) 小学生	【URL 開設日】 令和 6 年 8 月 16 日（金） 【回答締切日】 令和 6 年 9 月 10 日（火）
(3) 中学生	
(4) 保護者	
(5) 教員	
(6) 校長・教頭	

5 調査項目

(1) 基本的な考え方

- 「現状や評価指標等に関する設問」、「継続して推移を確認する設問」、「施策を検討する上で基本的な設問」については、前回と同様とします。
- 「重点施策に関する設問」、「市や施策の状況が変化している設問」については、設問の加除修正を実施します。

(2) 配慮事項

- 各アンケート対象者への同様の主旨の設問は、設問・選択肢を同一にします。
- 本アンケートとほかの各種アンケートと重複する内容はできるだけ避けます。
- 回答者や学校現場の負担を考慮し、分野のバランスを取りながら設問を厳選します。
- （仮）第 5 次豊田市教育行政計画に事業を掲載しない文化、スポーツ、文化財、美術館分野についても、アンケートの設問に含めます。

【調査の分野】

- ① 学校教育
- ② 家庭や地域と連携した教育
- ③ 生涯学習
- ④ 歴史・文化
- ⑤ スポーツ
- ⑥ 教育行政
- ⑦ 回答者の属性

(3) 主な変更内容

前回調査（令和2年度実施）から変更した主な内容は、以下のとおりです。

分野	区分	市民	小5	中2	保護者	教員	校長	調査票	設問内容	選択肢	理由
学校教育	修正	○	●	●	○	○	○	P27	【小5、中2】 あなたは次の内容についてについて、どのようなことを伸ばしていきたい、または身につけたいと思いますか（3つまで） 【市民、保護者、教員、校長・教頭】 あなたは、学校が児童生徒のどのような力を伸ばすことに一層力を入れる必要があると思いますか	【小5、中2】 1 生活の中で必要な学力や能力 2 自分でやりぬく気持ちやたくましさ 3 将来の目標や夢を持つこと 4 一人ひとりのよいところ 5 アイデアを考え、表現する力 6 いろいろな人と協力して行動する力 7 思いやりややさしさなどの心 8 ルールや決まりを守ること 9 自分で考え、決める力 10 その他（ ） 【市民、保護者、教員、校長・教頭】 1 基礎的な知識や技能 2 自立心やたくましさ 3 生きる指針や夢 4 一人ひとりの個性 5 創造力（アイデア、発想力） 6 様々な人と協力して行動する力 7 思いやりや優しさなどの心 8 ルールや決まりを守ること 9 自分で考え、判断する力 10 その他（ ）	教育の方向性の確認のため、児童生徒も対象に追加し、類似する設問と統合
	修正	○	●	●	○	○	○	P27	【小5、中2】 あなたは、学校でどのようなことを学びたいですか（3つまで） 【市民、保護者、教員、校長・教頭】 あなたは、豊田市の特色ある教育として、どのような分野を重点的に実施するとよいと思いますか	【小5、中2】 1 ものづくり・科学 2 外国語教育（英語教育） 3 プログラミングなどのICT教育 4 実際に見たり、体験する教育 5 将来の仕事につながる教育 6 外国の言葉や文化を学び、違いを認め合い共に生きていくこと 7 地域の伝統や歴史 8 運動・スポーツ 9 音楽、美術等の芸術（アート） 10 その他（ ） 【市民、保護者、教員、校長・教頭】 1 ものづくり・科学 2 外国語教育（英語教育） 3 プログラミングなどのICT教育 4 体験を重視した教育 5 キャリア教育（人生設計・職業体験） 6 国際化・多文化共生 7 地域の伝統や歴史 8 運動・スポーツ 9 音楽、美術等の芸術（アート） 10 その他（ ）	児童生徒も対象に追加し、選択肢を今後の豊田市の特色ある教育となりうるものに修正
	新規		●	●				P29	自分には良いところがあると思いますか	1 当てはまる 2 どちらかといえば当てはまる 3 どちらかといえば当てはまらない 4 当てはまらない	次期計画の指標とするため（クロス集計に利用）

分野	区分	市民	小5	中2	保護者	教員	校長	調査票	設問内容	選択肢	理由
学校教育	新規		●	●				P28	【小5】中学に進学するときに、先生に気軽に相談できるか不安に思いますか 【中2】中学校に進学するときに、先生に気軽に相談しづらくなったと思いましたか	・ と思う ・ どちらかと言うと と思う ・ どちらでもない ・ どちらかと言うと そう思わない ・ そう思わない	小中一貫教育・小中連携の必要性を確認するため
	新規		●	●				P28	【小5】中学校に進学するときに、授業についていけるか不安に思いますか 【中2】中学校に進学したときに、授業が急に難しくなったと思いましたか	・ と思う ・ どちらかと言うと と思う ・ どちらでもない ・ どちらかと言うと そう思わない ・ そう思わない	
	新規		●	●				P28	【小5】中学校に進学するときに、他の学校出身の子と仲良くなれるか不安に思いますか 【中2】中学校に進学したときに、他の学校出身の子と仲良くなることに苦労しましたか	・ と思う ・ どちらかと言うと と思う ・ どちらでもない ・ どちらかと言うと そう思わない ・ そう思わない	
	新規					●	●	P47	【中学校校長・教頭・教員のみに質問】 「中1ギャップ」を抱えている生徒がいると思いますか ※中1ギャップ…小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での学習や人間関係の変化がストレスとなり、様々な問題につながりやすいこと	・ と思う ・ どちらかと言うと と思う ・ どちらでもない ・ どちらかと言うと そう思わない ・ そう思わない	
	新規					●	●	P48	小中連携や小中一貫教育として、どのようなことに取り組んでいますか（あてはまるものすべて） ※小中連携…小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育 ※小中一貫教育…小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育	・ 義務教育9年間を通じた教育課程の編成 ・ 教科担任制の導入（専科指導、学級担任間の授業交換、チームティーチング等） ・ 乗り入れ授業の実施（小→中、中→小、又は相互） ・ 行事の共同実施（児童会・生徒会活動、運動会・合唱コンクール 等） ・ その他（ ） ・ 特に取り組んでいない	

分野	区分	市民	小5	中2	保護者	教員	校長	調査票	設問内容	選択肢	理由
生涯学習	新規	●						P5	あなたが自主的に学んでいることは何ですか（あてはまるものすべて）	1. 現在の仕事上で必要な知識・技能や資格取得に関すること 2. キャリアや転職活動に関すること 3. 健康・スポーツ・文化・料理・語学など趣味や教養に関すること 4. インターネットやデジタルに関すること 5. 育児・教育に関すること 6. 森や川で行う自然体験に関すること 7. ボランティアや地域活動に関すること 8. S D G s など社会課題に関すること 9. その他（ ） 10. なし	次期計画に向け、現状把握するため

豊田市附属機関条例（抄）

平成 4 年 7 月 1 日

条例第 24 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 別表第 1 に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第 2 に定めるところにより、教育委員会の附属機関を設置する。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

別表第 2（第 2 条関係）

教育委員会の附属機関

附属機関名	担任する事項	委員定数	委員選任の基準
豊田市いじめ防止対策委員会	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項の地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策に関する審議	15 人以内	公共的団体等が推薦する者 弁護士 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 関係行政機関の職員 学識経験者 その他教育委員会が適当と認める者
豊田市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定により行ういじめに関する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議	15 人以内	公共的団体等が推薦する者 弁護士 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 関係行政機関の職員 学識経験者 その他教育委員会が適当と認める者
豊田市教育行政計画審議会	教育行政計画に関する必要な調査及び審議	20 人以内	公共的団体等が推薦する者 学識経験者 市民
豊田市立小中学校校区審議会	小中学校校区に関する必要な調査及び審議	25 人以内	公共的団体等が推薦する者 学識経験者 市民

○豊田市教育委員会附属機関規則（抄）

平成4年11月30日

教育委員会規則第8号

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市附属機関条例（平成4年条例第24号）第3条の規定に基づき、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 附属機関の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

（会議）

第4条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 附属機関の庶務は、別表に定める課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第2条、第5条関係）

附属機関名	委員の任期	庶務担当課名
豊田市いじめ防止対策委員会	2年	教育部学校教育課
豊田市いじめ問題調査委員会	諮問期間	教育部学校教育課
豊田市教育行政計画審議会	諮問期間	教育部教育政策課
豊田市立小中学校区審議会	諮問期間	教育部学校教育課

○豊田市教育行政計画審議会 部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市教育行政計画審議会のための部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊田市附属機関条例（平成4年条例第24号）別表第2に定める豊田市教育行政計画審議会の補助組織として必要な検討を行うため、部会を設置することができる。

(組織)

第3条 部会は、教育委員会が委嘱する委員により構成する。

2 部会の委員数は、15名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の中から教育委員会が指名する者をもって充て、その任期は委員の任期による。

3 部会長は、部会を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を行う。

5 部会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

豊田市教育行政計画審議会及び部会会議の傍聴及び会議録の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市附属機関条例（平成4年条例第24号）別表第2に定める豊田市教育行政計画審議会（以下「審議会」という。）及び豊田市教育行政計画審議会部会設置要綱に定める部会の会議の傍聴及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は原則公開とし、部会の会議は情報公開条例第7条第4号により非公開とする。

(会議の一時的非公開)

第3条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の内容が個人的な問題に及ぶなど、非公開が適当と判断した場合は、傍聴人を退席させ、会議を一時的に非公開とすることができる。

(審議会の公開の周知)

第4条 審議会の会議を公開する場合は教育政策課にて、会議名、開催日時及び場所、定員、傍聴の申込み方法等を市のホームページに掲載するほか、必要に応じてその他の周知の措置を講じるものとする。

(傍聴手続)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、開催日に、教育政策課へ本人が電話等にて申込みをするものとし、会議開会時刻まで先着順で傍聴を認める。

2 傍聴を認められた者は、特に指示又は許可がない限り、会議途中の入退場はできない。

(入場の禁止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード又はこれらに類するものを携帯している者
- (4) 騒音により会議の進行を妨げるおそれのある物を携帯している者
- (5) その他会長又は部会長が前各号に準ずると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会議の発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 談論、放歌、高笑等を慎むこと。
- (4) はち巻や腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) その他会長又は部会長の指示に従うこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長又は部会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人に対する退場命令)

第9条 会長は、傍聴人が会議の進行に不利益を与えると認めるときは注意を与

え、なお従わないときは退場を命ずることができる。

(会議録の作成及び公開)

第10条 審議会及び部会の事務局は、審議会又は部会の会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 審議会の会議録は逐語表記とし、部会の会議録は要点表記とする。

3 審議会の会議録を作成したときは、会長及び会長が指名した者の代表署名をとり、一般の閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

教育基本法（抄）

平成18年12月22日

法律第120号

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（抄）

平成22年3月24日

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定めるとともに、議会に報告すべき案件について定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の総合計画（豊田市まちづくり基本条例（平成17年条例第92号）第23条第1項の規定により市が策定する総合計画をいう。以下同じ。）のうち総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な構想に関わるもの（以下

「基本構想」という。)の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止

(2) 市の総合計画と連動して市行政の全般又は各分野における政策及び施策の基本的な方向について総合的かつ体系的に定める計画(以下「部門計画」という。)のうち次に掲げるものの策定、変更又は廃止

ア都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針

イ健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画

ウ教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画

エ豊田市環境基本条例(平成8年条例第27号)第14条第1項に規定する豊田市環境基本計画

オ豊田市子ども条例(平成19年条例第70号)第27条第1項に規定する豊田市子ども総合計画

(3) 市が他の地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)と結ぶ提携及び協定(以下「団体提携等」という。)のうち次に掲げるものの締結、変更又は廃止

ア姉妹都市の提携

イ友好都市の提携

ウその他市政運営上特に重要と認められるもの

(議会の議決)

第3条 市長その他の執行機関は、前条各号に掲げることをするときは、議会の議決を経なければならない。

(議決事項)

第4条 第2条第1号に係る議決事項は、基本構想の全てとする。

2 第2条第2号に係る議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 部門計画の基本理念、基本方針その他の基本となる事項

(2) 部門計画の実施期間に関する事項

(3) 部門計画の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項

3 第2条第3号に係る議決事項は、団体提携等の目的、相手方となる地方公共団体の名称、内容及び有効期間に関する事項とする。

(議会に報告すべき案件)

第5条 市長その他の執行機関は、第2条第2号アからオまでに掲げるもの以外の部門計画の策定、変更若しくは廃止をしたとき、又は同条第3号アからウまでに掲げるもの以外の団体提携等の締結、変更若しくは廃止をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

平成 17 年 9 月 30 日

条例第 92 号

（総合的な市政経営）

第 23 条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。

- 2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。
- 3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政経営を行います。